

頁	誤	正
273	例題： 図のような敷地において、建築基準法上、建築することができる耐火建築物の建築面積の最大値はいくらか？	例題： 図のような敷地において、建築基準法上、建築することができる建築面積の最大値はいくらか？
274	273頁と重複、欠落	274頁 別紙
293	準住居地域部分の最大容積率= 30/10	2種住居地域部分の最大容積率= 30/10
300	商業地域・近商地域で「耐火火緩和」が適用できる場合、「建ぺい率の制限」は免除になります。その場合、「最大建築面積」=「敷地面積」となる。	商業地域（法定建ぺい率が、8/10しか無い）で「耐火火緩和」が適用できる場合、「建ぺい率の制限」は免除になります。その場合、「最大建築面積」=「敷地面積」となる。
306	準住居地域部分の最大容積率= 30/10	1種住居地域部分の最大容積率= 30/10
308	2種住居地域部分の法定建ぺい率は、問題文より6/10	1種中高層住居地域部分の法定建ぺい率は、問題文より6/10
344	「隣地斜線」同様、「北側斜線」にも水面緩和があります。「北側斜線」でいう所の「水面緩和」というのは、「敷地の北側または、北側の前面道路の反対側に公園、広場、水面等に接する場合に、これらに接する隣地境界線は、水面等の幅の1/2だけ敷地の反対側にあるものとみなしてよい。」というものです。	「隣地斜線」同様、「北側斜線」にも水面緩和があります。「北側斜線」でいう所の「水面緩和」というのは、「敷地の北側または、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷等（北側斜線の水面等に、公園・広場は含まれません）に接する場合に、これらに接する隣地境界線は、水面等の幅の1/2だけ敷地の反対側にあるものとみなしてよい。」というものです。
390		
393		

最初に、それぞれの地域の「法定建ぺい率」を求めます。

問題文より、法定建ぺい率は、

「第1種住居地域部分」の法定建ぺい率  $\frac{6}{10}$

「商業地域部分」の法定建ぺい率  $\frac{8}{10}$

とわかります。



次に、「建ぺい率緩和」による緩和分を考慮し、地域ごとの「最大建ぺい率」を求めます。

それぞれの地域の「最大建ぺい率」を求める。

「第1種住居地域部分」の最大建ぺい率

「第1種住居地域部分」は、防火地域内にあり、建物は耐火建築物なので「防耐火緩和」を適用できる。次に「角地緩和」についてですが、問題文中に「角地指定」を受けていると書いてあるため適用できます。

結果的に第1種住居地域部分の「最大建ぺい

率」は、「法定建ぺい率」に  $\frac{2}{10}$

を足したものとなります。

「第1種住居地域部分」の最大建ぺい率 = 「法定建ぺい率」+「防耐火緩和分」+「角地緩和分」

$$\begin{aligned} &= \frac{6}{10} + \frac{1}{10} + \frac{1}{10} \\ &= \frac{8}{10} \end{aligned}$$

「商業地域部分」の最大建ぺい率

「商業地域部分」は、防火地域内になく、建物も耐火建築物でないので、「防耐火緩和」を適用できない。次に「角地緩和」についてですが、問題文に「角地指定」を受けていると書いてあるため、適用できる。

結果的に商業地域の部分の「最大建ぺい率」は、

「法定建ぺい率」に  $\frac{1}{10}$

を足したものとなります。

「商業地域部分」の最大建ぺい率 = 「法定容積率」+「角地緩和分」

$$\begin{aligned} &= \frac{8}{10} + \frac{1}{10} \\ &= \frac{9}{10} \end{aligned}$$

頁	誤	正
52	04192 原文 線引き	原文：法19条 (敷地の衛生及び安全) 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。
53	08184 原文 線引き	原文：法24条の2 (建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置) 建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定を適用する。
53	04183 原文 線引き	原文：法25条 (大規模の木造建築物等の外壁等) 延べ面積・・・が1,000㎡を超える木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、その屋根の構造を第22条第1項に規定する構造としなければならない。
54	03043 原文 線引き	原文：法29条 (地階における住宅等の居室) 住宅の居室・・・で地階に設けるものは・・・衛生上必要な政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。
54	05043 原文 線引き	原文：法30条 (長屋又は共同住宅の各戸の界壁) 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を遮音性能・・・に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
55	12094 原文 線引き	原文：法31条 (便所) 下水道法・・・に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(污水管が下水道法・・・に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。
55	03091 原文 線引き	原文：法31条2項 2. 便所から排出する汚物を・・・終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽・・・を設けなければならない。
56	08045 原文 線引き	原文：令30条 (特殊建築物及び特定区域の便所の構造) 都市計画区域・・・内における学校、・・・寄宿舎・・・に供する建築物の便所・・・の構造は、・・・次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。  一. 便器及び小便器から便槽までの污水管が、汚水を浸透させないものであること。  二. 水洗便所以外の大便所にあつては、窓その他換気のための開口部からはえが入らないものであること。

頁	誤	正
62	04092 原文 線引き	<p>原文：令129条の2の5第3項三号</p> <p>3. 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、<u>次</u>に定めるところによらなければならない。</p> <p>三. 配管設備の末端は、<u>公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。</u></p>
62	07092 原文 線引き	<p>原文：令129条の2の6第二号</p> <p>(換気設備)</p> <p>建築物・<u>次</u>に設ける自然換気設備は、<u>次</u>に定める構造としなければならない。</p> <p>二. 給気口は、居室の天井の高さの2分の1以下の高さの位置に設け、<u>常時外気に開放された構造とすること。</u></p>
64	11093 原文 線引き	<p>原文：令129条の5第2項</p> <p>2. エレベーターの<u>かごの積載荷重</u>は、当該エレベーターの実況に応じて定めなければならない。ただし、かごの種類に応じて、<u>次の表に定める数値</u>(用途が特殊なエレベーターで国土交通大臣が定めるものにあつては、当該用途に応じて国土交通大臣が定める数値)を下回つてはならない。</p>
92	06055 原文 線引き	<p>原文：令22条</p> <p>(居室の床の高さ及び防湿方法)</p> <p>最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法は、<u>次の各号に定めるところによらなければならない。</u>ただし、床下をコンクリート、たたきその他これらに類する材料で覆う場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によつて腐食しないものとして、<u>国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、この限りでない。</u></p> <p>一. 床の高さは、<u>直下の地面からその床の上面まで45cm以上とすること。</u></p> <p>二. 外壁の床下部分には、<u>壁の長さ5m以下ごとに、面積300c㎡以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をすること。</u></p>
122	05101 原文 線引き	<p>原文：令79条</p> <p>(鉄筋のかぶり厚さ)</p> <p>鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては2cm以上、耐力壁、柱又ははりにあつては3cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては4cm以上、<u>基礎(布基礎の立上り部分を除く。)</u>にあつては捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならない。</p>